

審議会等における女性委員の参画率について

	審議会数	女性委員のいない審議会数	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	参画率 (%)
H19. 10. 1	54	15	925	224	24.2
H20. 4. 1	45	11	700	166	23.7
H21. 4. 1	50	10	718	168	23.4
H22. 4. 1	50	6	679	175	25.8
H23. 4. 1	49	4	662	178	26.9
H24. 4. 1	47	4	636	174	27.4
H25. 4. 1	49	4	648	174	26.9
H26. 4. 1	55	5	777	207	26.6
H27. 4. 1	53	5	704	202	28.7
H28. 4. 1	54	4	708	205	29.0
H29. 4. 1	57	5	747	215	28.8
H30. 4. 1	57	4	739	231	31.3
H31. 4. 1	58	4	738	239	32.4
R2. 4. 1	57	3	731	235	32.1

※審議会別の女性委員参画率は別紙のとおりになります。

笠間市審議会等委員への女性の参画促進要綱 抜粋

(目的)

第1条 この訓令は、「笠間市男女共同参画計画」(以下「計画」という。)に基づき、審議会等の委員への女性の参画を促進し、政策・方針決定過程への参画の拡大を通して女性の地位向上を図ることを目的とする。

(目標)

第3条 計画に基づき、女性委員のいない審議会等を解消すること及び女性委員の割合を30パーセント以上にするを、この訓令における具体的な目標数値とするが、最終目標は審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されることとする。